

【後援の申請をされる方へ】

◎添付書類について

第1号様式（後援申請書）のほかに以下の4点を必ず添付してください。

（1）団体規約

規約や会則など、主催団体の概要がわかるもの。

（2）団体役員名簿

主催団体の役員名簿など、責任者がわかるもの。

（3）事業計画書

企画書や実施要項など、行事の内容がわかるもの。

（4）前回のチラシ等

前回の資料となるもの。また、後援名義をチラシ・ポスターに記載する場合は、作成案も提出してください。

◎申請の受理について

（1）教育委員会担当課に申請してください。不明な場合は、教育総務課総務班へ申請してください。

（2）公共性及び公益性を有している行事について、受理します。

団体の会員のみが参加できるもの、団体への勧誘・宣伝活動を行うもの、営利を目的とするもの、政治的・宗教的側面をもつもの、必要な官公署に手続きができていないものは受理できません。

（3）富里市内または近接する市町で開催される行事を受理します。

ただし、遠隔地であっても富里市民の参加が見込まれる行事や市の魅力や情報を発信し、市の広報や教育施策の推進につながる場合は、受け付けます

◎承認通知について

（1）承認決定後「後援承認通知書」を交付します。

（2）承認する内容はチラシ・ポスターなどへの「富里市教育委員会」の名義のみとさせていただきます。

（3）申請書に記載されたもの以外に名義使用することは固く禁じます。

◎その他

（1）承認決定前に名義を使用することはできません。行事の開催1か月前までに申請してください。

ご不明な点がございましたら教育委員会担当課または教育総務課総務班（TEL 93-7657）までお問い合わせください。